

「海の家」を出店しませんか

平成28年度海水浴場開設期間における「海の家」出店者を募集します。出店申請にあたっては、必ず出店条件の確認をお願いいたします。

- ▼出店条件 主たる条件として、個人の場合は3年以上市内に住所を有し、居住していること、法人の場合は3年以上継続して市内に事業所を置いていること
▼提出書類 出店計画書、誓約書、住民票(法人の場合は登記事項証明書)、滞納のない証明書※前年度出店者は確定申告書の写し
▼募集期間 2月15日(月)～3月9日(水)
▼場所 白里中央海水浴場

協働のまちづくり通信 No.33

十枝の森で環境について学びませんか

十枝の森を守る会では、十枝の森の維持管理とこの森を市民の方に広く知ってもらうための学習活動を実施しています。樹種の多いこの森では、森林浴の体験や紅葉を楽しむことができます。一緒に森の手入れをしてみませんか。

▼日時 毎月第2・4回 13時30分(森の手入れ)、第4回 10時(草花の手入れ) ※雨天中止

▼場所 十枝の森(北吉田758)

▼内容 十枝の森の維持管理作業
▼その他 当日参加可。軍手などの手袋および作業のしやすい服装でお願いします。
▼生涯学習課生涯学習班 ☎(70)0380

▼有償ボランティアまちサポ「お助け隊」は市民生活に必要な活動をしています
介護保険制度改正により要支援1から2の訪問介護・通



▼受付場所 産業振興課(分庁舎3階)
▼その他 締め切り後、「大網白里市海の家等適正利用調整会議」で応募内容の審査を行い、出

人権擁護委員に川名辰司氏が再任

人権擁護委員は法務大臣の委嘱を受け、人々の間に正しい人権の考え方を広めたり、人権が侵害された場合には、相談相手になって救済したりするなどさまざまな場面で活動しています。本市では、川名氏の他に5人が、人権相談や人権教室などの啓発活動を行っています。

〈人権相談〉
▶日時=毎月第3(木) 10時~12時、13時~15時
▶会場=中央公民館1階相談室
☎(70)0342

店の可否について決定します。出店が承認された場合は、区画の占有や海の家建築・営業に関して、各法令等に基

づく許認可の手続きが必要になります。
☎(70)0356

高年齢者の生活・外出支援が急増しています。あなたの技能・知識・余暇時間を支援活動や団体運営に生かしてください。応募をお待ちしています。利用会員に登録し、支援を希望される方もお気軽に問い合わせください。
高年齢者の生活・外出支援、子育て世帯の支援、障がい者の支援、庭の草刈り・剪定、簡単な大工仕事、代行支援、
☎(70)0370

学童支援、パソコンの困りごと
☎(70)0370

「お助け隊」
☎(70)0370

「お助け隊」
☎(70)0370

表彰
<統計功労>
1月21日に平成27年度統計功労者表彰式が行われ、本市から3人の方が表彰されました。
▶農林水産大臣表彰 中村 勝男 氏(金谷郷)
▶千葉県統計協会会長表彰 嶋田 文雄 氏(下ヶ傍示) 川島 栄子 氏(四天木)

教育委員会 教育委員に望月氏を任命
12月16日をもって任期満了となった佐藤喜美子氏の後任として望月美咲氏が12月23日付けで就任されました。本市の教育行政に幅広い意見を期待します。
☎(70)0370

「公開する庭を募集」
今春、自宅の庭を公開できる方を募集しています。
☎(70)0370

こちら消費生活相談室です!
破損、色落ち、雑な仕上がり!?!
~掃除サービスでのトラブルに遭わないために!~
全国の消費生活センターに寄せられた掃除サービスに関する相談件数は、増加傾向にあり、エアコンや換気扇のクリーニングといった掃除等に関するトラブルの相談が多く寄せられています。掃除サービスは、今後ますます拡大していくことが予想されます。掃除サービスでトラブルに遭わないためにはどうすれば良いか、トラブルの実情を周知するとともに、利用する方への注意点について情報提供を行います。
◆相談事例
・掃除サービスの事業者から見積もりを取り、後日作業に来てもらった。2人で1時間半の作業時間のはずが、1人で1時間の作業で、見積もりどおりの金額を請求された。
・作業をしないで帰ったのに、キャンセル料として費用全額を請求された。
・約2年半前から3カ月に1度、水回りの清掃を1回3万円の現金払いで依頼しているが、掃除が雑で時

「お助け隊」は市民生活に必要な活動をしています
介護保険制度改正により要支援1から2の訪問介護・通
☎(70)0370

安全安心 コーナー
~金融機関における「電話de詐欺」水際対策~
千葉県警察では、県内の金融機関に対し、「高額な現金を持ち帰るお客様」や「高額な振り込みをするお客様」に、「電話de詐欺」に騙されていないか確認するため声かけをして、「電話de詐欺」の疑いがある場合には、110番通報もしくは、最寄りの警察署への連絡を依頼しています。
◆声かけの例
・現金の引き出し理由
・息子や孫から「携帯電話をなくした」「電話番号が変わった」などの連絡があったか
・現金引き出しは息子や孫から電話で頼まれたものか
・息子や孫の変更前の電話に確認しているか
・急いで現金を引き出さないと息子や孫が困るか
金融機関における「電話de詐欺」水際対策にご理解とご協力をお願いします。
地域で協力・声を掛け合って「電話de詐欺」を撲滅しましょう
☎(54)0110

「公開する庭を募集」
今春、自宅の庭を公開できる方を募集しています。
☎(70)0370

「お助け隊」
☎(70)0370